

「ローマ字のつづり方」をめぐって

磯部佳宏

1 はじめに

日本語をローマ字で書き表す場合の規範としてまとめられたものに「ローマ字のつづり方」(1954年 内閣告示)がある。これは、「当用漢字表」(1946年 内閣告示)、「現代かなづかい」(1946年 内閣告示)、「外来語の表記について」(1954年 国語審議会部会報告)、「これからの敬語」(1952年 国語審議会建議)など、一連のいわゆる戦後の国語改革のひとつとして発表されたものである。

その後、「当用漢字表」は「常用漢字表」(1981年 内閣告示)の告示とともに廃止され、さらに2010年6月、文化審議会国語分科会漢字小委員会から「改定常用漢字表」に関する答申案が提出され、11月に新しい「常用漢字表」として内閣告示された。また、「現代かなづかい」は「現代仮名遣い」(1981年 内閣告示)の告示とともに廃止され、「外来語の表記について」も「外来語の表記」(1991年 内閣告示)がこれに替わるものとして告示された。敬語については、「現代社会における敬意表現」(2000年 国語審議会答申)を経て、「敬語の指針」(2007年 文化審議会答申)がまとめられた。

これに対して、「ローマ字のつづり方」は今日まで改訂されていない。1995年以降、文化庁が毎年実施している「国語に関する世論調査」においても、敬語や常用漢字に関する調査はたびたび実施され、「改定常用漢字表」や「敬語の指針」の答申にあたって参考にされたと考えられるが、ローマ字に関する調査は見当たらない。「ローマ字のつづり方」の改訂については、現在のところ検討されていないのではないと思われる。

本稿では、まず、漢字、仮名遣い、外来語表記など表記法に関わる告示や報告などの改訂の内容を検証し、日本語の表記に関する施策がどのような方向へ進んできたかを確認する。次に、「ローマ字のつづり方」(1954年 内閣告示)の性格について再確認するとともに、現在、実際に日本語をローマ字で書き表す場合にどのような表記法が現実使用されているかについて検証する。そのうえで、今後、「ローマ字のつづり方」を改訂するとしたら、どのような内容とするべきかについて考察を加える。

2 表記法の改訂

2-1 漢字

「当用漢字表」(1946年 内閣告示)は、「常用漢字表」(1981年 内閣告示)の告示

とともに廃止された。「当用漢字表」は字種1850字を示した表であるのに対して、「常用漢字表」は1945字の字種を示した表である。「当用漢字表」に単純に95字を加えただけで、戦後の社会においては使用頻度がきわめて低いと考えられる「璽」「爵」などの漢字が含まれているにもかかわらず、「当用漢字表」から削除される漢字が皆無であったため、その改訂は本格的なものではないような印象を国民に与えているようにも思われる。

しかし、実際には、両者の性格については大きく異なっている。つまり、「当用漢字表」は、その告示文において「現代国語を書き表すために、日常使用する漢字の範囲を、次のように定める。」(下線は引用者によるもの、以下同様)と述べ、実質的な「漢字制限」というべき性格のものであり、「この表の漢字で書き表せない言葉は、別の言葉に替えるか、又は、仮名書きにする。」というほど絶対的にその内容を国民に強制するものであったのに対し、「常用漢字表」は「前書き」において「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである」として、「目安」という表現を使用し、さらに「個々の表記にまで及ぼそうとするものではない」こと、「過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない」こと、さらに「この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである」ことを明文化しており、強制力・拘束力の強くないものとなっている。

今回の「改定常用漢字表」においては、「勺」「錘」「銑」「脹」「刃」の5字が削除されることとなり、「当用漢字表」以来はじめて姿を消す漢字が出現したとともに、あらたに196字が追加されることとなったが、その基準はパソコンの普及により「読める」「使える」漢字が増加したことにより、必ずしも「書ける」必要のない漢字も多く含まれていることから、その運用にあたっては、法令・公用文書はともかく、国民個人のみならず、新聞・雑誌・放送などにおいても、各機関においてその使用実態にはかなりの揺れが出るのが考えられ、結果的にいっそう強制力・拘束力の弱いものとなるであろうことが想像される。

2-2 仮名遣い

「現代かなづかい」(1946年 内閣告示)と「現代仮名遣い」(1981年 内閣告示)については、いわゆる表音的仮名遣いを原則としているという点で、両者の内容はほとんど変わらないが、その性格については、前者が「大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したもの」とするのに対し、後者は「前書き」において「この仮名遣いは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の

社会生活において、現代の国語を書きあらわすための仮名遣いのよりどころを示すものである。」と述べたうえで、「科学、技術、芸術、その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない」と説明しており、改訂により、やはり国民個人々々に対しては強制力・拘束力の強くない性格のものとなっている。

2-3 外来語表記

「外来語の表記」（1991年 内閣告示）は、「前書き」において、「この『外来語の表記』は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書きあらわすための「外来語の表記」のよりどころを示すものである。」と述べ、「現代仮名遣い」（1981年 内閣告示）と同様に「よりどころ」という語を用いており、やはり必ずしも国民個人々の個人的な表記にまで及ぼそうとするものではないことを説明している。

本文には第1表と第2表の2つの表が示され、次のように説明されている。

- 1 第1表に示す仮名は、外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる仮名とする。
- 2 第2表に示す仮名は、外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名とする。

第2表には、外来語以外の日本語の表記には使用されない表記がまとめられているが、第1表の中にも、左側に配置された、一般的な日本語の表記に普通に使用される仮名のほかに、原則として外来語表記の場合にのみ使用される「シェ」以下の表記が右側にまとめて掲げられている。

第1表									
ア	イ	ウ	エ	オ					シエ
カ	キ	ク	ケ	コ					チェ
サ	シ	ス	セ	ソ	ツア				ツエ
タ	チ	ツ	テ	ト		テイ			ツォ
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ファ	ファイ			フェ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ					ジェ
マ	ミ	ム	メ	モ		デイ			
ヤ		ユ		ヨ					デュ
ラ	リ	ル	レ	ロ					
ワ									
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ					第2表
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ					イエ
ダ			デ	ド		ウイ			ウエ
バ	ビ	ブ	ベ	ボ	クア	クイ			ウォ
パ	ピ	プ	ペ	ポ		ツイ			クォ
キャ		キュ		キョ					トゥ
シャ		シュ		ショ	グア				
チャ		チュ		チョ					ドゥ
ニャ		ニユ		ニョ	ヴァ	ヴァイ			ヴェ
ヒャ		ヒユ		ヒョ					テュ
ミャ		ミュ		ミョ					フュ
リャ		リュ		リョ					ヴュ
ギャ		ギユ		ギョ					
ジャ		ジュ		ジョ					
ビャ		ビユ		ビョ					
ピャ		ピユ		ピョ					
ン (撥音)									
ッ (促音)									
ー (長音符号)									

すなわち、「外来語の表記」においては、「シエ、ジェ」「テイ、デイ」「ファ、ファイ、フェ、フォ」「デュ」などの仮名は、外来語の表記に一般的に用いられるものとして
 いるが、「外来語の表記について」(1954年 国語審議会部会報告)においては、これ
 らは、「なるべく「セ、ゼ」「チ、ジ」「ハ、ヒ、ヘ、ホ」「ジュ」と書く」としていた。
 また、第2表に掲げられている「ウイ、ウエ、ウォ」「クア、クイ、クエ、クォ」「ヴァ、
 ヴイ、ヴ、ヴェ、ヴォ」についても、「外来語の表記について」では「なるべく「ウイ、
 ウエ、ウォ」「カ、クイ、クエ、コ」「バ、ビ、ブ、ベ、ボ」と書く」とするとともに、

「トゥ、ドゥ」「テュ」「フュ」「ヴェ」等の仮名については、「ト、ド又はツ、ズ」「チュ」「ヒュ」「ビュ」と書く」として、第2表に示す表記を認めていなかった。

このように、「外来語の表記について」（1954年 国語審議会部会報告）では、なるべく一般的な日本語の表記に普通に使用される仮名のみを使用させようとする方針が示されるとともに、個々人の表記の自由度もできるだけ認めようとしないう方針であるのに対し、「外来語の表記」（1991年 内閣告示）においては、外来語の表記にのみ使用する仮名を積極的に採用し、個々人の表記の裁量もより大きく考慮している。

これは、外来語というよりも、いまだ外国語という印象を与える語の増加に伴い、これらの語が現代日本語の音韻に存在しない発音を含んでいる場合でも、原音に忠実に発音されるため、その表記もなるべく原音を忠実に反映する方法を工夫する必要があることとなったためと考えられる。それとともに、表記法を強制・拘束する性格が弱くなっている点は、漢字使用や仮名遣いの場合と同様である。

3 「ローマ字のつづり方」の性格

日本語をローマ字で書き表す場合、そのつづり方が問題となり、古くからいくつかの方式が対立していた。代表的なものが、「ヘボン式(標準式)」（表1）と「日本式」（表2）である。「ヘボン式(標準式)」は、もともとヘボンの『和英語林集成』第3版（1886年）に採用されたものであり、実際の日本語の発音に基づいて、子音字を英語式、母音字をイタリア語式で書き表すつづり方である。これに対し、「日本式」は田中館愛橘によって1885年に提唱された方式で、五十音図に基づいたつづり方で、子音字と母音字を機械的に組み合わせたものである。その結果、サ行・タ行・ハ行などで、「ヘボン式(標準式)」は同一の行の中で異なった子音字が使用されるが、「日本式」は同一の行の中では同じ子音字を使用することとなる。その後、1937年に「訓令式」が内閣訓令として公布されたが、基本的には「日本式」に基づくものであった。

表1

a	i	u	e	o	ma	mi	mu	me	mo
ka	ki	ku	ke	ko	ya	(y)i	yu	(ye)	yo
ga	gi	gu	ge	go	ra	ri	ru	re	ro
sa	(si)	su	se	so	wa	(w)i	(w)u	(we)	(wo)
za	(zi)	zu	ze	zo	kya		kyu		kyo
sha	shi	shu	(she)	sho	gya		gyu		gyo
ja	ji	ju	(je)	jo	nya		nyu		nyo
ta	(ti)	(tu)	te	to	hya		hyu		hyo
da	(di)	(du)	de	do	pya		pyu		pyo
tsha	(tshi)	(tshu)	(tsh)e	(tsh)o	bya		byu		byo
cha	chi	chu	(che)	cho	mya		myu		myo
(dja)	(dji)	(dju)	(dje)	(djo)	rya		ryu		ryo
na	ni	nu	ne	no	n		m		
ha	hi	(hu)	he	ho	(la)	(li)	(lu)	(le)	(lo)
(fa)	(fi)	fu	(fe)	(fo)	(va)	(vi)	(vu)	(ve)	(vo)
pa	pi	pu	pe	po					
ba	bi	bu	be	bo					

表2

a	i	u	e	o					
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo	kwa	
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo		
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo		
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo		
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo		
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo		
ya	(yi)	yu	(ye)	yo					
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo		
wa	wi	(wu)	we	wo					
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo		
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo		
da	di	du	de	do	dya	dyu	dyo		
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo		
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo		

「ローマ字のつづり方」(1954年 内閣告示)は、2つの表からなるが、以下のとおり、第1表には「訓令式」を、第2表にはそれとは異なる「ヘボン式」と「日本式」のつづりを示しているが、「訓令式」は基本的には「日本式」のつづりによっているため、第2表に掲げられたつづりのほとんどが「ヘボン式」によるものである。

第1表

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第2表

sha	shi	shu		sho
		tsu		
cha	chi	chu		cho
		fu		
ja	ji	ju		jo
di	du	dya	dyu	dyo
kwa				
gwa				
				wo

そして、「まえがき」で、

- 1 一般に国語を書き表す場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。

と説明し、あくまでも原則としては第1表のみを使用し、第2表に示すつづりは例外的に許容するという性格のもので、できるだけ使用するべきではないことが明示されている。つまり、原則としては、第2表に示されている「shi」「chi」「tsu」「fu」「ji」などの「ヘボン式」に基づくつづりは使用してはいけなと明言しているわけである。

しかし、現代の日本の社会においては、この規則は全く実情にあっていないのではないかと考えられる。現在、我々が日常生活において実際にローマ字の表記を目にする機会が多いのは、駅や道路標識などにおける地名表示ではないかと思われるが、こ

れらは普通は「ヘボン式」によっている。もちろん、これらの地名表示の主たる目的は、外国人を対象としたものであり、その場合、世界共通語といえる英語式の表記に基づく「ヘボン式」が使用されるのは当然とも言えるが、義務教育段階で英語を必修する現代の日本人にとっても、むしろ「ヘボン式」のほうが身近な存在になっているのではないだろうか。「ti」「tu」などと表記してあると、むしろ、「チ」([tʃi])「ツ」([tsu])ではなく、英語式に [ti] [tu] と発音してしまうのではないか。

4 現代の大学生の使用状況

現代の日常の社会生活において、日本人の大学生が一般的にどのようなローマ字の表記法を行なっているかを知るために、筆者の担当する人文学部の専門科目の授業において、以下の要領で調査を行なった。

実施日時

2010年7月7日（水）「日本語史」の授業中

対 象

日本人受講生 51名（外国人留学生も3名出席していたが調査からは除外した）

調査内容

漢字で「下関」「千葉」「津軽」「福岡」「富士」と板書し、配布した用紙にこれら5つの地名のローマ字による表記をもとめ、記入後回収した。

調査に地名を選んだのは、現代の日本の社会においてローマ字表記がもっとも一般的に使用されるのは、前述のとおり、駅や道路標識などにおける地名表示であろうと思われるからである。今回の回答で問題とするのは、各地名に含まれる、「ヘボン式」と「日本式」とでつづりの異なる「シ」「チ」「ツ」「フ」「ジ」の5つの音節の表記法である。

下表は、5つの音節の表記について、結果をまとめたものである。「ヘボン式」と「日本式」のそれぞれのつづりと、その表記をした回答者数を個別に示した。

		ヘボン式	日本式	その他・無回答
下関	シモノセキ	shi 46	si 4	1
千葉	チバ	chi 50	ti 1	0
津軽	ツガル	tsu 43	tu 6	2
福岡	フクオカ	fu 48	hu 3	0

富士	フジ	fu	49	hu	2	0
富士	フジ	ji	47	zi	4	0

この結果を見ると、やはり、現代の大学生にとっては圧倒的に「ヘボン式」の表記が優勢であることがわかる。これは、現代の日本の社会においては、日常生活において実際に目にするローマ字表記は、断然「ヘボン式」が優位であることの反映であるともいえよう。

しかし、1人を除く全員が「ヘボン式」を選択した「チ」に対し、「日本式」の選択が6名見られた「ツ」のように、音節により若干の出入りが見られる。さらに、すべてを統一的に「ヘボン式」で表記したのは38名のみで、他の13名には「チ」は「ヘボン式」を使用しながら、「ツ」は「日本式」により表記するといった揺れが見られた。同じ「フ」でも「福岡」と「富士」で表記法の異なる回答者や、なかには「fuzi」のように一語の表記に両方式を混淆させてしまった者もいた。これは、現代の大学生にとって、ローマ字は駅や道路標識などにおける地名表示などで目にすることはあっても、実際に自分で手書きで記述する機会は少なく、いかにローマ字の表記そのものに馴染んでいないかの表れであるといえよう。

5 「ローマ字のつづり方」の改訂に向けて

以上のような大学生の実際の使用状況から見ても、「ヘボン式」のつづりを原則として認めていない「ローマ字のつづり方」(1954年 内閣告示)は、現代の日本の社会におけるローマ字表記の実情には全く合わないものとなっていることは明白である。

そもそも「ローマ字のつづり方」は日本語の文章全体をローマ字で表記することが現実的であり必要であると考えられていた時代に、そのことを前提としてまとめられたものである。「ローマ字のつづり方」の告示以前に、文部省が発表した「ローマ字文の書き方」(1947年)ではローマ字の分ち書きについて詳しく説明されており、その後、第1期の国語審議会でもこの問題が審議対象となっていたことから、当時の実情が理解できる。したがって、もはや日本語の文章全体をローマ字で表記する機会が皆無といってよい現代の日本の社会においては、「ローマ字のつづり方」がそのままの形で適用できないのはむしろ当然であるといえよう。

現在、日本人が実際にローマ字を目にする機会が多いのは、駅や道路標識などの地名表示であろう。これらは、主として外国人を対象としたものであろうが、それを記述するのは日本人であり、そのためにはやはり全ての日本人が英語式の表記に基づく

「ヘボン式」の表記法を正しく理解しておくことは不可欠である。外国人のための表記といても、義務教育段階で英語を必修する現代の日本人にとっても、少なくとも実際の発音と結び付けて考える限り、むしろ「ヘボン式」のほうが自然に感じられ、身近な存在になっているといえるのではないだろうか。

前述のように、現代の日本社会において、もはや日本語の文章全体をローマ字で書くことは皆無といってよいが、一方で、近年のパソコンの普及に伴い、日本語の文章をローマ字入力し、漢字や平仮名に変換する機会はむしろ飛躍的に増加している。その意味では、日本語の文章全体をローマ字で入力していることになる。そして、この場合、多く使用されるのは「日本式」のほうかもしれない。とくに、「shi」「chi」「tsu」のように「ヘボン式」では3字の入力が必要だが、「日本式」では「si」「ti」「tu」と2字で済む「シ」「チ」「ツ」の音節については、入力のスピードの点から断然「日本式」の使用頻度が高いであろう。

しかし、パソコンにおけるローマ字による日本語入力は、あくまでも「漢字平仮名交じり」という現代日本語の表記形態を表示するための入力手段に過ぎず、その際「日本式」に基づく表記の入力がなされたとしても、そのローマ字表記がそのまま目に見える形で存在し続けるわけではない。あくまでも、画面上に表示されるのは「漢字平仮名交じり」の日本語の文章である。

このように考えると、現代社会における日本語のローマ字表記の規範としては、実際の日本語の発音に基づいた「ヘボン式」を原則とするのがよいのではないだろうか。これは、表音的仮名遣いを原則とする「現代仮名遣い」（1981年 内閣告示）や、外来語の表記にのみ使用する仮名を積極的に採用することにより、なるべく原音に忠実な発音を反映する表記を目指す「外来語の表記」（1991年 内閣告示）の方針とも相通じる性格のものである。そのうえで、「ヘボン式」の表記法のみを強制するのではなく、たとえばパソコンにおける日本語入力のようにローマ字そのものを表示することを目的としないような場合などには「日本式」の利点も認めるなど、個々の事情に応じて、個々人の裁量により、両者を適宜使い分けるという方針を示すのが現実的なのではないだろうか。

[参考文献]

「ローマ字のつづり方」（1954年 内閣告示）

「当用漢字表」（1946年 内閣告示）

「常用漢字表」（1981年 内閣告示）

「現代かなづかい」（1946年 内閣告示）

「現代仮名遣い」(1981年 内閣告示)

「外来語の表記について」(1954年 国語審議会部会報告)

「外来語の表記」(1991年 内閣告示)

「これからの敬語」(1952年 国語審議会建議)

「現代社会における敬意表現」(2000年国語審議会答申)

「敬語の指針」(2007年 文化審議会答申)